

能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ 運営要領

(目的)

第1条 令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、その社会的条件や地理的条件から被災地の現状把握、災害対応の初動、自治体支援活動等において、様々な課題が見られた。このため、関東地方において、同様な厳しい条件下での地震災害が発生した場合に、関東地方整備局として円滑な災害対応を行うための方策を検討することを目的とする。

(構成)

第2条 能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という）は、別表に掲げる者を構成員として組織する。

(座長)

第3条 ワーキンググループに座長を置く。

- 2 座長は、本会議を代表し、会務を総括する。
- 3 座長は、総括防災調整官とする

(検討内容)

第4条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について検討する。

- 一 令和6年能登半島地震における被災の特徴や対応の教訓・課題の整理
- 二 地理的特徴や施設分布、防災体制等の整理
- 三 大規模な地震災害により房総半島が受ける被害や影響などの整理
- 四 上記一号から三号で収集した情報を電子化・統合化し、視覚的に把握しやすくする手法の検討
- 五 関東地方整備局の各種災害対応計画への反映等
- 六 その他必要な項目

(事務局)

第5条 検討会の事務は、防災室において処理する。

附則

(施行期日)

この運営要領は、令和6年3月6日から施行する。

別表

<p>総括防災調整官 防災対策技術分析官 総括調整官（さいたま） 企画調整官 住宅調整官 水理水文分析官 道路情報管理官 港湾空港企画官 営繕調査官 用地調査官</p>	<p>[統括防災グループ] 防災情報調整官 防災室長 防災管理官 災害対策マネジメント室長</p> <p>[企画部] 技術調整管理官 企画課長 施工企画課長 情報通信技術課長 広報広聴対策官</p> <p>[総務部] 総務課長 契約課長</p> <p>[用地部] 用地補償・土地調整管理官</p> <p>[建政部] 計画管理課長 建築安全課長</p> <p>[河川部] 低潮線保全官 上下水道調整官（※）</p> <p>[道路部] 道路管理課長 交通対策課長</p> <p>[港湾空港部] 港湾空港防災・危機管理課長</p> <p>[営繕部] 計画課長</p>
---	--

※検討内容に伴い適宜変更することができる。

※上下水道調整官は令和6年度予算成立後に設置される。